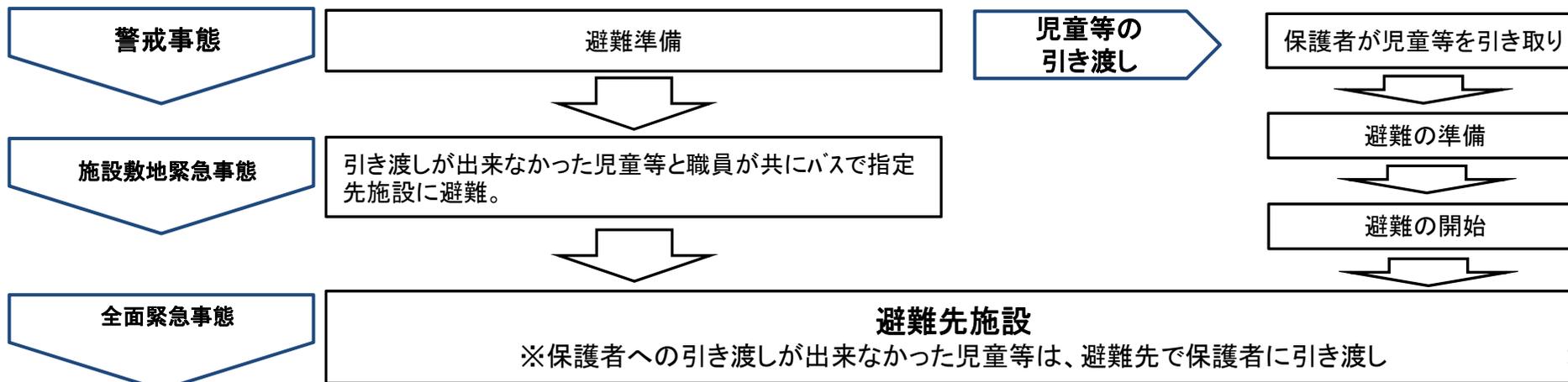


- PAZ圏内の5つの小中学校の児童・生徒(794人)及び3つの保育所の幼児(265人)は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。
- 施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引き渡しができない児童等は、職員とともに福井県たか はま ちょう又は高浜町が確保するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校・保育所			
学校名	人数(人)		
	児童等	職員	合計
内浦 <small>(うちうら)</small> 小学校	19	8	27
内浦 <small>(うちうら)</small> 中学校	7	7	14
青郷 <small>(せいきょう)</small> 小学校	195	26	221
高浜 <small>(たかはま)</small> 小学校	255	24	279
高浜 <small>(たかはま)</small> 中学校	318	36	354
小計	794	101	895
内浦 <small>(うちうら)</small> 保育所	14	4	18
青郷 <small>(せいきょう)</small> 保育所	92	16	108
高浜 <small>(たかはま)</small> 保育所	159	29	188
小計	265	49	314
合計	1,059	150	1,209

※児童等の人数については、平成26年5月1日現在。



- PAZ圏内の医療機関及び社会福祉施設(5施設213人)の全てについて、個別避難計画を策定済みであり、30km圏外の施設において、避難先を確保。
- 放射線防護対策が講じられた若狭高浜病院及び若狭高浜病院附属介護老人保健施設については、入所者等の避難に必要な体制が整うまで屋内退避を実施。
- 高浜ケアサポート、青葉苑、高浜つくし寮の入所者については、受入施設の準備及び移動手段の確保が完了した時点で避難を開始。なお、避難により健康リスクが高まる者がいる場合、近傍の放射線防護対策施設に収容。
- 何らかの事情で、予め選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、福井県が受入先を調整。

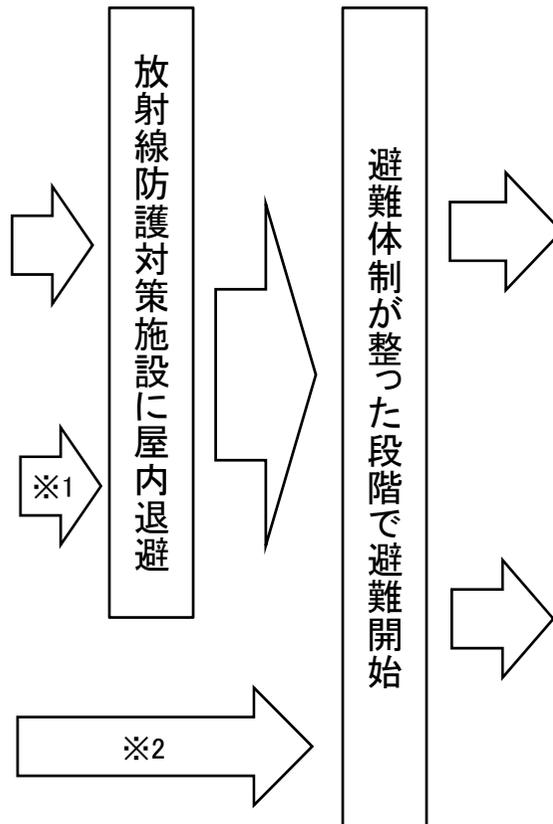
避難元施設

<PAZ圏内5施設の入所者等の避難の考え方>

避難先施設

<放射線防護対策施設>

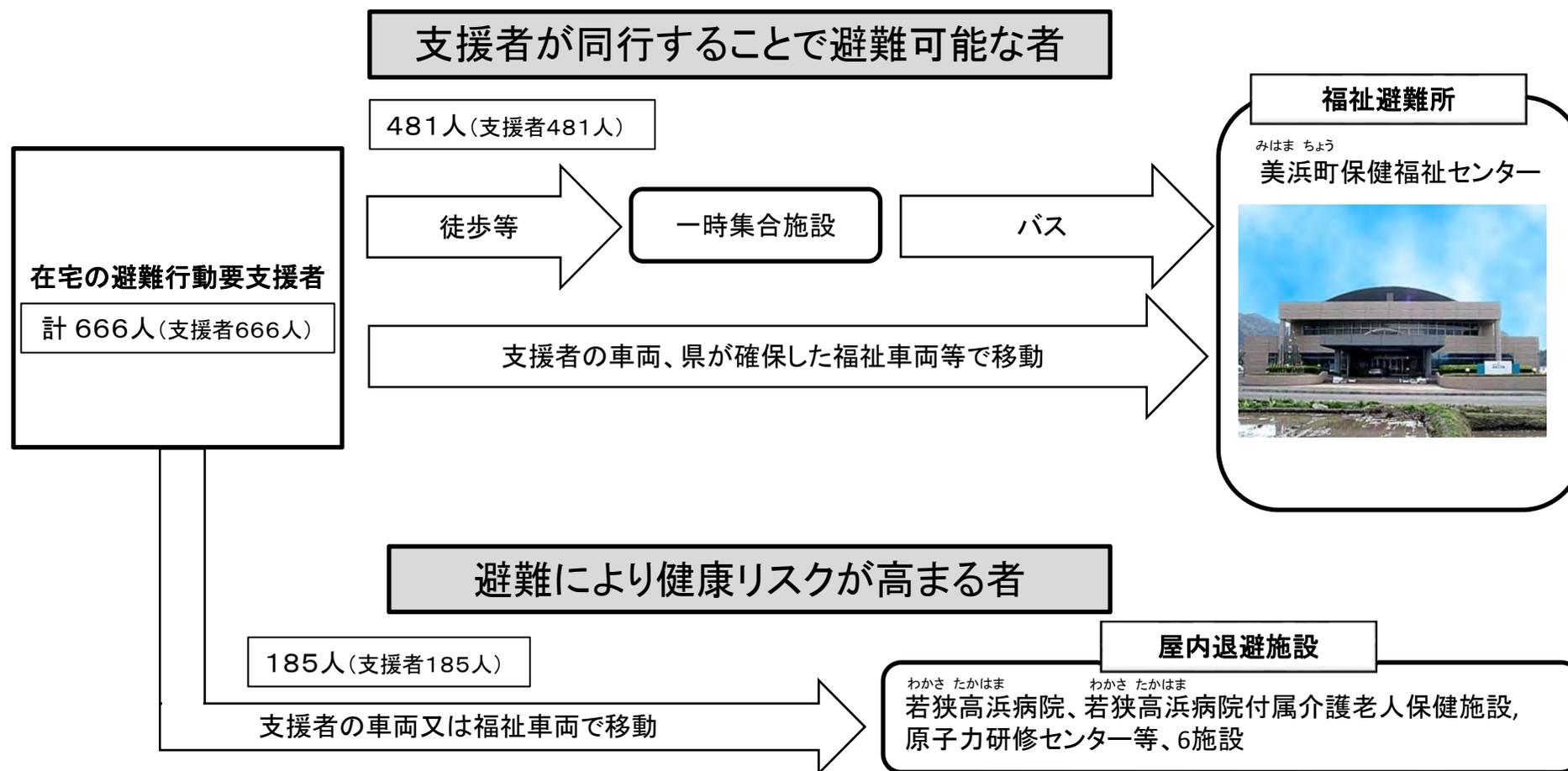
番号	施設種別	施設名	入所定員 病床数
1	病院	若狭高浜病院	115
2	介護老人 保健施設	若狭高浜病院附属 介護老人保健施設	70
計 185人(職員数186人)			
番号	施設種別	施設名	入所定員 病床数
3	有料老人ホーム	高浜ケアサポート (であいの郷)	14
4	生活支援ハウス	青葉苑	9
5	共同生活援助	高浜つくし寮	5
計 28人(職員数 29人)			



施設種別	施設名
病院	市立敦賀病院(敦賀市)
	国立病院機構 敦賀医療センター(敦賀市)
介護老人 保健施設	湯の里ナーシングホーム(敦賀市)
	リバーサイド気比の杜(敦賀市)
	気比の風(敦賀市)
施設種別	施設名
介護老人 福祉施設	常盤荘(敦賀市)
障害者 支援施設	敦賀市立やまびこ園(敦賀市)

※1 避難により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で近傍の放射線防護対策施設へ移動
 ※2 避難に必要な体制が整うまで自施設に屋内退避を実施し、その後あらかじめ定められた避難先施設へ避難

- たかはまちょう 高浜町では、在宅の避難行動要支援者666人全ての者について、避難先は決定済みであり、要支援者台帳を整理の上、家族、近隣住民等の協力を得て、避難時の支援者がいることを確認。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバスで避難先へ移動。
- 避難により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近隣の屋内退避施設へ移動。



- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約2,598人について、バス50台、福祉車両37台。

	想定対象人数	必要車両台数※1			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	児童等1,059人 +職員150人 (=1,209人) (8箇所)	27台 (児童等1,059人 +職員150人)	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P27】
放射線防護対策が講じられていない社会福祉施設の入所者の避難※4	入所者数28人 +職員数29人 (=57人) (3箇所)	1台 (入所者18人 +職員19人)	10台 (入所者10人 +職員10人)	0台	【資料P28】
在宅の避難行動要支援者の避難	481人 +支援者481人 (=962人)	22台 (要支援者481人 +支援者481人)	0台	0台	【資料P29】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難により健康リスクが高まる者及びその支援者を屋内退避施設に輸送	185人 +支援者185人 (=370人)	0台	6台 (要支援者22人 +支援者22人)	21台 (要支援者163人 +支援者163人)	屋内退避施設に輸送 近距離のためピストン輸送(4往復)を 想定【資料P29】
合計	2,598人	50台	16台	21台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 バスは1台あたり45名程度の乗車を想定

※3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台あたり1名、福祉車両(車椅子仕様)は1台あたり2名の避難行動要支援者を搬送することを想定

※4 放射線防護対策が講じられている若狭高浜病院、若狭高浜病院附属介護老人保健施設の入所者の輸送に必要な車両は、バス3台[入所者56人+職員57人]、福祉車両(ストレッチャー仕様)19台[入所者19人+職員19人]、福祉車両(車椅子仕様)55台[入所者110人+職員110人]が必要。当該2施設については、7日間の屋内退避が可能(必要な食料・生活物資等については備蓄中)

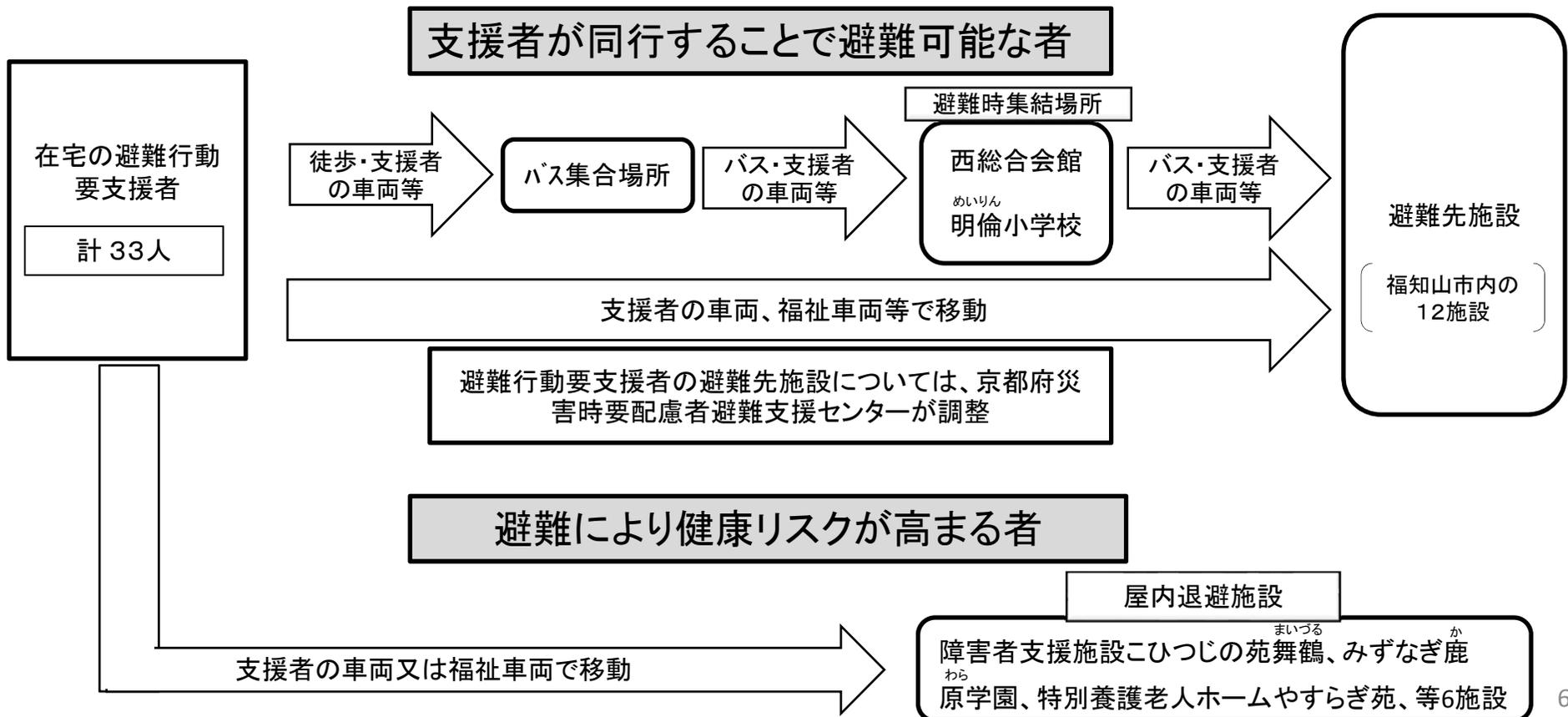
- 施設敷地緊急事態発生時には、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両のほか、高浜町、おおい町、小浜市内の医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会や関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- バス会社等の運転手は交代制勤務のため、緊急時の動員方法等について調整中。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		50台	16台	21台	
(B) 確保車両台数		計50台	計16台	計21台	
確保先	<small>たかはまちょう ちょう おばまし</small> ・高浜町、おおい町、小浜市 ・医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会(高浜町、おおい町、小浜市)	2台	3台	19台	保有車両台数 バス4台 福祉車両(ストレッチャー)10台 福祉車両(車椅子)57台 必要に応じて屋内退避施設に輸送
	バス会社(福井県嶺南地方)	39台 [※]	—	—	保有車両台数 バス173台
	関西電力	9台	13台	2台	保有車両台数 バス10台 福祉車両21台 (ストレッチャー、車椅子兼用) 福祉車両(車椅子)4台

※ 福井県原子力防災訓練(平成26年度)の実績を参考に、バス会社保有台数のうち1/4程度の出動を見込む

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

- まいづるし 舞鶴市では、在宅の避難行動要支援者33人のうち11人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、支援者の確保に向け調整中。また、支援者を確保できない場合においても、行政職員、自治会、消防職・団員等の協力により避難等ができる体制を整備中。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバスで避難先へ移動。
- 避難行動要支援者の避難先については、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」がまいづるし舞鶴市と連携の上、避難行動要支援者の態様に応じて府内の施設を調整・確保。
- 避難により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の屋内退避施設へ移動。
- 舞鶴市のPAZ圏及びPAZ圏に準じた避難を行う地域には、学校、保育所、医療機関、社会福祉施設は存在しない。



- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約33人について、バス3台、福祉車両2台。

	想定対象 人数	最大必要車両台数※1			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
在宅の避難行動要支援者の避難 ※4※5	33人 + 支援者33人 (=66人)	3台	0台	2台	必要に応じて屋内退避施設 に輸送【資料P32】
合 計	66人	3台	0台	2台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 バスは1台あたり45名程度の乗車を想定

※3 福祉車両(車椅子仕様)は1台あたり2名の避難行動要支援者を搬送することを想定

※4 避難により健康リスクが高まる者については、近傍の屋内退避施設に搬送

※5 バスについては、PAZ圏(松尾・杉山地区)に1台、PAZ圏に準じた避難を行う地域(大山地区、田井地区、成生地区、
野原地区)に2台の配車を想定

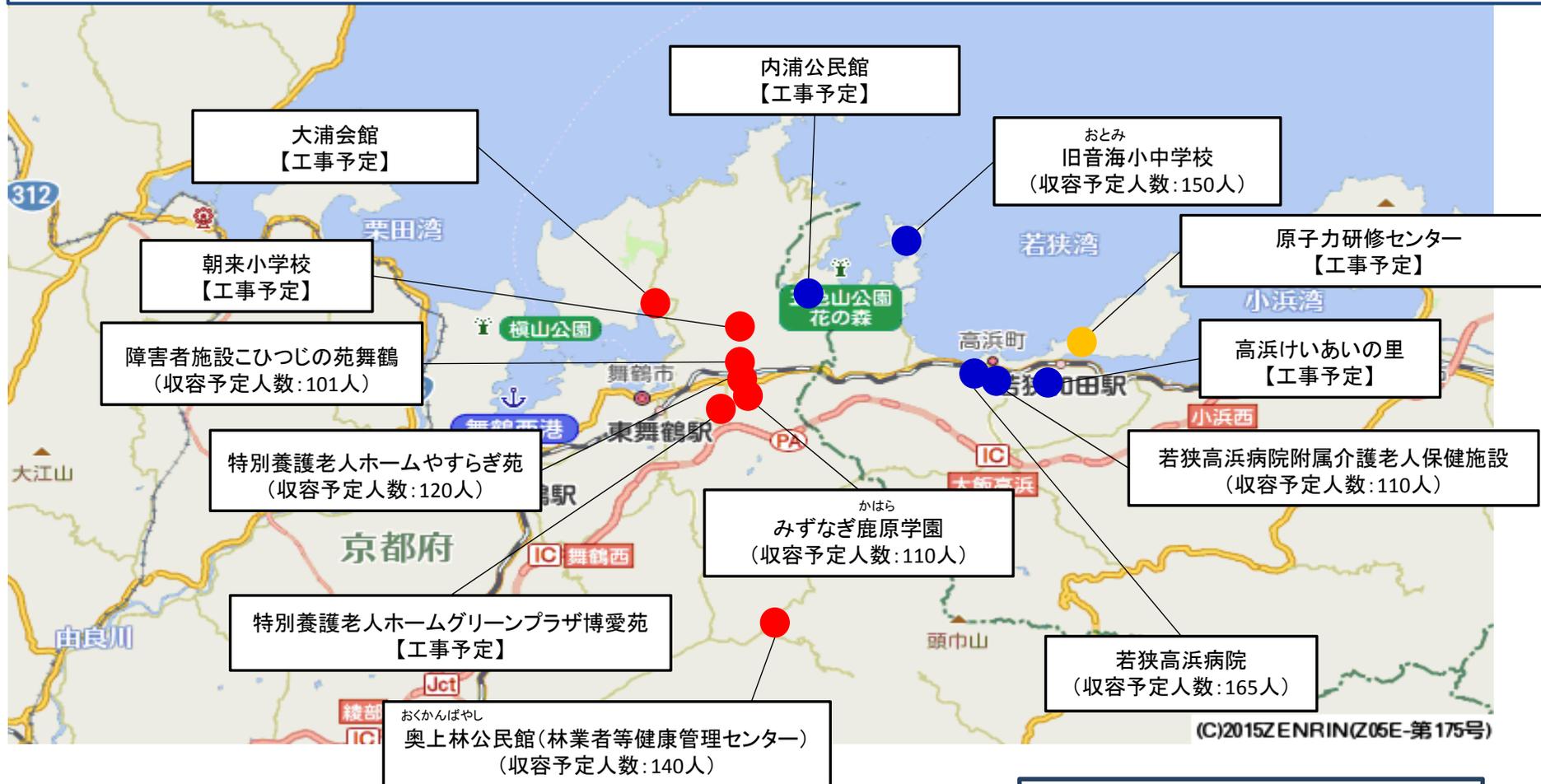
- 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者の避難のために、まいづるし舞鶴市が保有する車両のほか、まいづるし舞鶴市内のバス会社等が保有する車両、まいづるし舞鶴市内のタクシー事業者が保有する車両により、必要車両台数を確保。
- バス会社等の運転手は交代制勤務のため、緊急時の動員方法等について調整中。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 ストレッチャー 仕様	福祉車両 車椅子仕様	
(A)必要車両台数		3台	0台	2台	
(B)確保車両台数		計3台	0台	計2台	
確保 先	まいづるし 舞鶴市	0台	—	1台	保有車両台数 バス3台 福祉車両(車椅子仕様)1台
	まいづるし 舞鶴市内のバス会社、 社会福祉施設	2台	—	1台	バス会社等の保有車両台数 バス79台(乗合含む) タクシー95台 社会福祉施設の保有車両台数 福祉車両(ストレッチャー仕様)34台 福祉車両(車椅子仕様)59台
	関西電力	1台	0台	0台	保有車両台数 バス10台 福祉車両21台 (ストレッチャー、車椅子兼用) 福祉車両(車椅子)4台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

避難により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

- 予防的な避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の屋内退避施設へ収容。
- 屋内退避施設は、工事予定の施設を含め、合計13施設を整備。
- 屋内退避施設は、合計約900人を収容可能(工事予定の施設を除く)。



※ 一部の屋内退避施設は万一集落が孤立化した場合にも活用

- (凡例)
- : 福井県内の施設
 - : 関西電力保有施設
 - : 京都府内の施設

- 福井県では、高浜原発から半径5～30km圏にある医療機関、社会福祉施設(33施設1,477人)については、PAZ圏内と同様、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
- 半径5～30km圏にある全ての医療機関、社会福祉施設において個別の避難計画を策定済。
- 何らかの事情で、予め選定した避難先施設が使用できない場合には、福井県が受入先を調整。

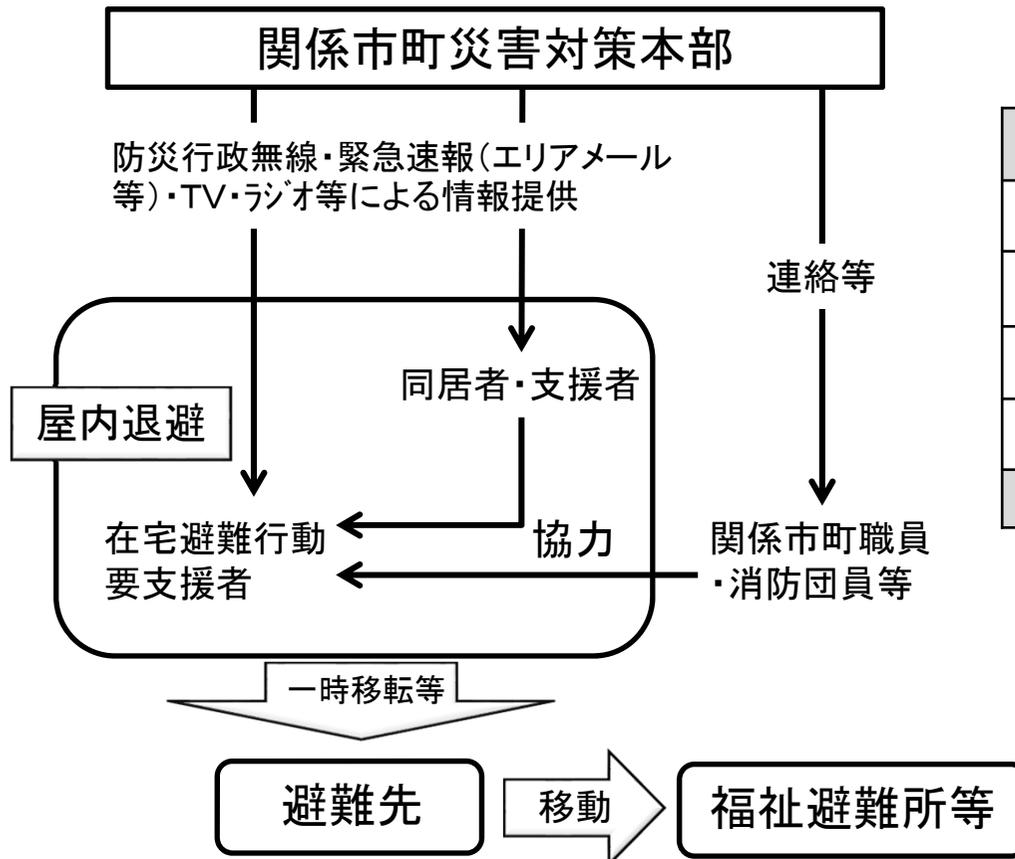
UPZ圏内施設と避難先

施設区分		避難元施設		避難先施設	
		施設数	入所定員 ^{※1}	受入施設数	受入可能人数
医療機関(病院・有床診療所)		6	599	8	599
社会福祉施設	介護保険施設等	15	684	48	684
	障害福祉サービス事業所等	12	194	13	194
	小計	27	878	61	878
合計		33	1,477	69	1,477

※1 医療機関については、入所定員と実入所者数に大きく隔たりがあるため、実入所者数を記載

※2 福井県のUPZ圏内には児童養護施設なし

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、緊急速報(エリアメール等)、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡が通じない場合は、関係市町職員や消防団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施予定。
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は福井県において関係機関と調整し避難先を確保。



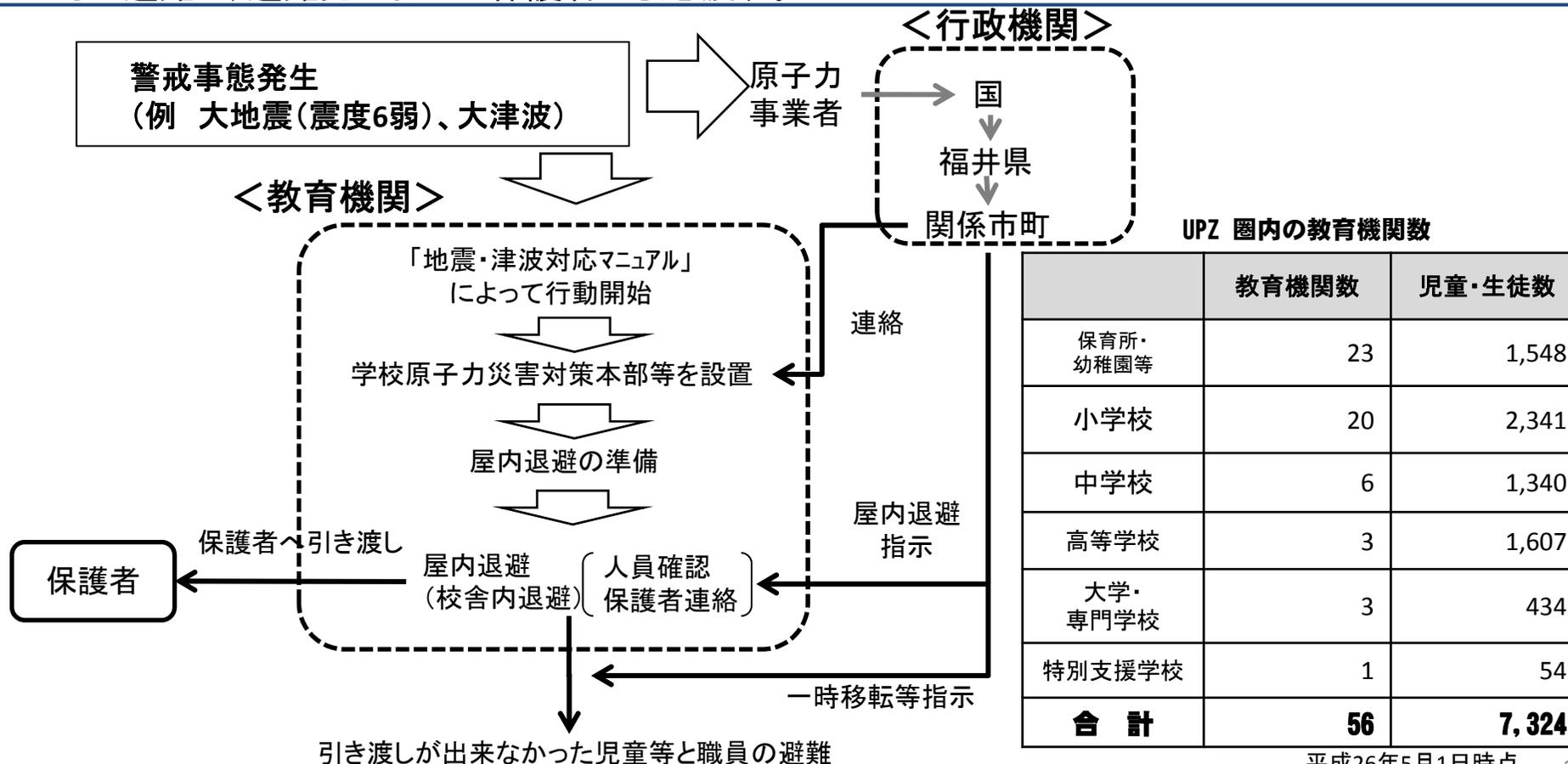
UPZ 圏内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

	5～30Km圏内
高浜町	155(155)
おおい町	692(546)
小浜市	918(306)
若狭町	72(26)
合計	1,837(1,033)

- ※1 ()内は支援者有り
- ※2 平成27年3月現在 各市町において精査中
- ※3 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、行政、自治会、消防団等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備中。

福井県におけるUPZ圏内の学校・保育所等の防護措置

- 福井県では、警戒事態発生時に、UPZ圏内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に学校原子力災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済みであり、全面緊急事態（屋内退避措置）となった場合、学校原子力災害対策本部等では、あらかじめ作成するマニュアルに従って行動する。
- 関係市町災害対策本部や関係市町教育委員会等の指示に従い、学校等の対応（屋内退避）及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡（メール配信等）する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避を実施し、一時移転等の指示が出された場合は、職員とともに避難し、避難先において保護者に引き渡す。



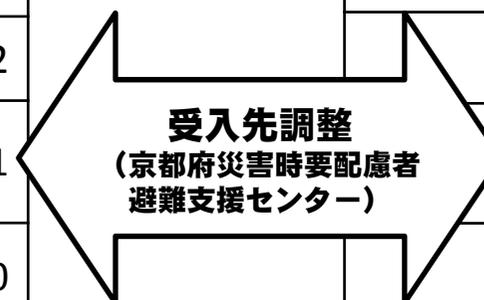
- 京都府では、高浜原発から半径5～30km圏にある医療機関、社会福祉施設(78施設3,360人)については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、京都府災害時要配慮者避難支援センターの調整により確保。
- 半径5～30km圏にある全ての医療機関、社会福祉施設において個別の避難計画を策定済。

< 5～30km圏内 >

施設区分		施設数	入所者数
医療機関(病院・有床診療所)		14	1,067
社会福祉施設	介護保険施設等	44	1,832
	障害福祉サービス事業所等	17	341
	児童養護施設等	3	120
	小計	64	2,293
合計		78	3,360

< 30km圏外 >

受入候補施設数	受入可能人数
32	約1,740
135	約1,640
22	約330
9	約130
166	約2,100
198	約3,840

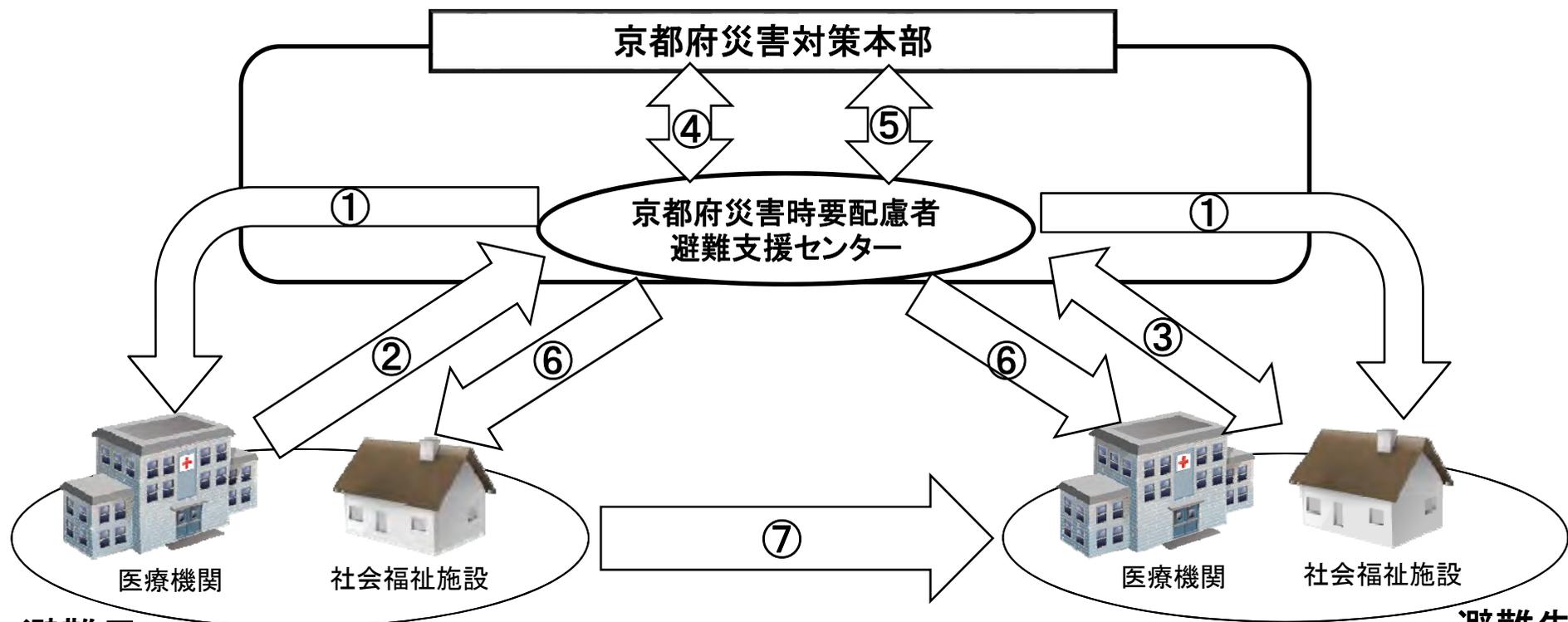


※ 社会福祉施設については同種の施設への避難が基本であるが、医療ケアが必要な約190人については医療機関へ搬送

※2 平成27年3月31日現在

※3 京都市他府内市町に避難先を確保

▶ 京都府では、一時移転等の防護措置が必要になった場合、京都府災害対策本部内に設置される京都府災害時要配慮者避難支援センターが受入に関する調整を実施。



避難元

避難先

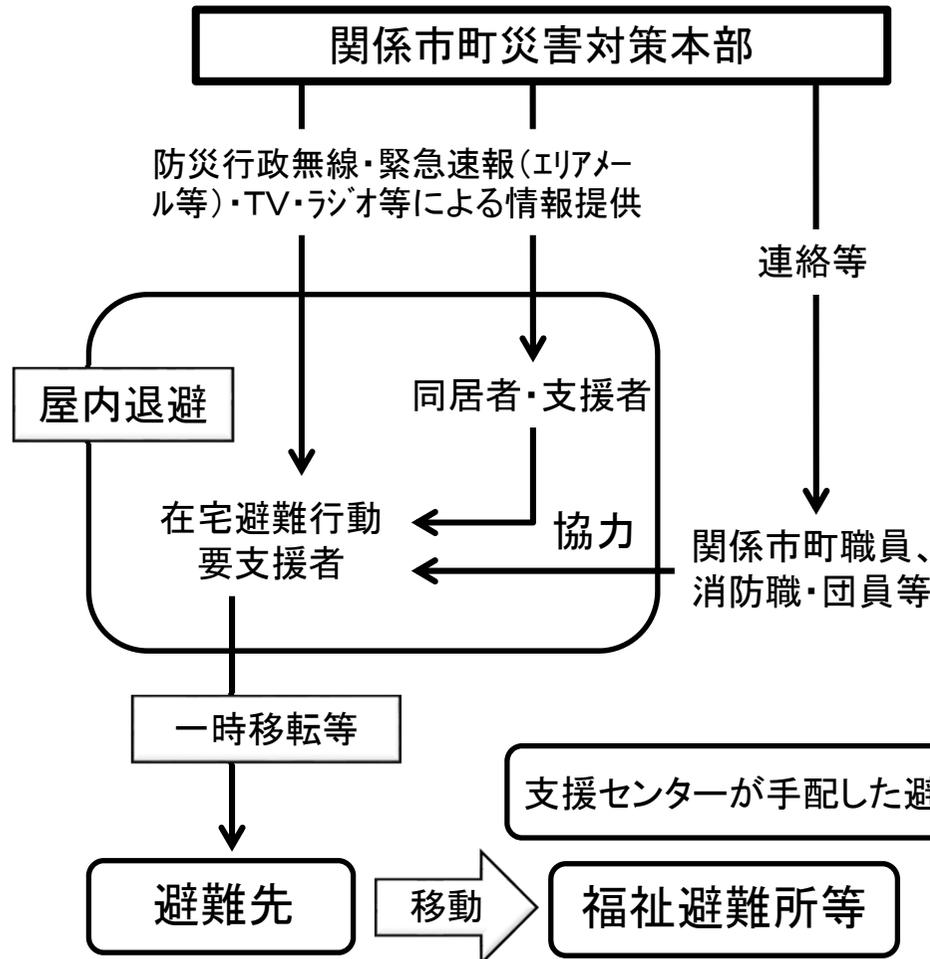
マッチングフロー

※事態の規模、時間的な推移に応じて、早期の段階で避難等の予防的防護措置をとる場合に備えて、UPZ圏内の医療機関・社会福祉施設を対象に避難時の対応についての具体化・充実化を行っていく。

※2 京都市他府内市町に避難先を確保

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①: 災害時要配慮者避難支援センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、災害に関する情報を提供 ②: 避難元医療機関・社会福祉施設からセンターへ、避難者数及び必要な移送手段を報告 ③: センターによる受入先の状況確認及びマッチングの実施 ④: センターと京都府災害対策本部において調整の上、必要な輸送手段を | <ul style="list-style-type: none"> 確保 ⑤: センターと京都府災害対策本部による移送等の避難実施についての協議・調整 ⑥: センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、避難方針を連絡 ⑦: 避難の実施 |
|--|--|

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、緊急速報(エリアメール等)、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡が通じない場合は、関係市町職員、自治会、消防職・団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施予定。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった場合、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は「京都府災害時要配慮者避難支援センター」に依頼し避難先を確保。



UPZ 圏内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

	5~30Km圏内		5~30Km圏内
舞鶴市	6,168(2,308)	福知山市	65(65)
綾部市	223(223)	宮津市	1,500(1,400)
南丹市	483(397)	伊根町	10(10)
京丹波町	883(393)	合計	9,332(4,796)

- ※1 ()内は支援者有り
- ※2 平成27年2月現在 各市町において精査中
- ※3 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備中。
- ※4 京都市他府内市町に避難先を確保

京都府におけるUPZ圏内の学校・保育所等の防護措置

- 京都府では、警戒事態発生時に、UPZ圏内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする「原子力災害対策本部」を設置する。
- 情報収集、教育委員会(市町災害対策本部)との連絡、避難、屋内退避時における教職員の役割分担など、あらかじめ定めた計画を基本として、柔軟な対応を行う。
- 児童等は自宅の所在する地域の住民として避難することを原則とし、警戒事態において幼児、児童及び生徒の帰宅または保護者への引き渡しを決定して、保護者への連絡を開始し、全面緊急事態までに完了する。
- なお、引き渡しができない児童等は、屋内退避を実施し、一時移転等の指示が出された場合は職員とともに避難し、避難先において保護者に引き渡す。

